



# 島根県報

平成21年5月1日（金）

第2,081号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（       "       ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（       "       ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（       "       ）	3
生活保護法の規定による施術機関の指定	（       "       ）	3
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	（       "       ）	4
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託の解除	（青 少 年 家 庭 課）	4
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託	（       "       ）	4
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第3項の規定による身分証明書の様式	（農 畜 産 振 興 課）	4
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	7
保安林予定森林（5件）	（       "       ）	7

### 【公 告】

平成21年度毒物劇物取扱者試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	9
平成21年度製菓衛生師試験の実施	（       "       ）	11

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院における医療薬品類の購入に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	12
------------------------------------	---------	----

## 告 示

### 島根県告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年5月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
くるみ歯科医院	松江市西尾町1-11	平成21年3月30日
さくらんぼ薬局 東朝日町店	松江市東朝日町216-5	平成21年4月1日
こぶし薬局	飯石郡飯南町頓原2057番4	平成21年4月1日
あじさい薬局	飯石郡飯南町野萱706番1	平成21年4月1日
筒井薬局	雲南市大東町大東1858-1	平成21年4月1日
江の川薬局	江津市江津町1016-41	平成21年4月8日
益田市立休日応急診療所	益田市駅前町17番1号益田駅前ビルEAGA 2 階益田市立保健センター内	平成21年4月1日

### 島根県告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年5月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
株式会社筒井薬局	雲南市大東町大東1858	平成21年3月31日
乃木福富薬局	松江市乃木福富町290-1	平成21年3月31日
江の川薬局	江津市江津町1032-24	平成21年3月31日

### 島根県告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年5月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人 板垣医院	出雲市里方町 872	居宅療養管理指導	医療法人 板垣医院	出雲市里方町 872	平成21年3月10日
有限会社 直方メ ディカルサービス	福岡県直方市知 古798番地1	居宅療養管理指導	こぶし薬局	飯石郡飯南町 頓原2057番4	平成21年4月1日

有限会社 直方メ ディカルサービス	福岡県直方市知 古798番地1	介護予防居宅療養 管理指導	こぶし薬局	飯石郡飯南町 頓原2057番4	平成21年4月1日
有限会社 直方メ ディカルサービス	福岡県直方市知 古798番地1	居宅療養管理指導	あじさい薬局	飯石郡飯南町 野萱706番1	平成21年4月1日
有限会社 直方メ ディカルサービス	福岡県直方市知 古798番地1	介護予防居宅療養 管理指導	あじさい薬局	飯石郡飯南町 野萱706番1	平成21年4月1日
多田 聡	松江市西尾町 1-11	居宅療養管理指導	くるみ歯科医院	松江市西尾町 1-11	平成21年3月30日
多田 聡	松江市西尾町 1-11	介護予防居宅療養 管理指導	くるみ歯科医院	松江市西尾町 1-11	平成21年3月30日
有限会社 さくら 薬局	雲南市大東町飯 田250-1	居宅療養管理指導	筒井薬局	雲南市大東町 大東1858-1	平成21年4月6日
有限会社 さくら 薬局	雲南市大東町飯 田250-1	介護予防居宅療養 管理指導	筒井薬局	雲南市大東町 大東1858-1	平成21年4月6日
社会福祉法人 か も福祉会	雲南市加茂町宇 治328番地	認知症対応型通所 介護	デイサービスセン ターほほえみ	雲南市加茂町 加茂中928番地	平成21年4月1日
社会福祉法人 か も福祉会	雲南市加茂町宇 治328番地	介護予防認知症対 応型通所介護	デイサービスセン ターほほえみ	雲南市加茂町 加茂中928番地	平成21年4月1日
社会福祉法人 東 出雲町社会福祉協 議会	八束郡東出雲町 大字揖屋町 1177番地1	介護予防支援事業	東出雲町包括支援 センター	八束郡東出雲 町大字揖屋町 1177番地1	平成21年4月1日
有限会社 KCサ ポート	松江市西川津町 3278-30	居宅介護支援事業	ケアマネジメント かえで	松江市黒田町 30-4	平成21年4月4日

## 島根県告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年5月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 筒井薬 局	雲南市大東町大 東1858-1	居宅療養管理指導	株式会社 筒井薬 局	雲南市大東町 大東1858-1	平成21年3月31日
株式会社 筒井薬 局	雲南市大東町大 東1858-1	介護予防居宅療養 管理指導	株式会社 筒井薬 局	雲南市大東町 大東1858-1	平成21年3月31日
社会福祉法人 多 伎の郷	出雲市多伎町小 田50番地3	介護予防支援事業	多伎高齢者あんし ん支援センター	出雲市多伎町 小田50番地3	平成21年3月31日

## 島根県告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
金阪 博	金阪整骨院	松江市大野町118-1	平成21年 4 月 1 日

#### 島根県告示第357号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
金阪静江	金阪整骨院	松江市大野町118-1	平成21年 3 月31日

#### 島根県告示第358号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号社会福祉法人日本保育協会に委託していた保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務については、平成21年3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により告示する。

平成21年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県告示第359号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務を平成21年4月1日から東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号社会福祉法人日本保育協会に委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県告示第360号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第20条第3項の規定による身分証明書の様式を次のように定め、平成21年5月1日から施行する。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第3項の規定（平成13年島根県告示第381号）は、廃止する。

平成21年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

(表面)

		第 号
		年 月 日発行
身 分 証 明 書		
		所 属
		職 名
		氏 名
写  真	押 出 スタンプ	
	上記の者は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第2項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。	
		島根県知事 <span style="float: right;">印</span>

(裏面)

## 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律抜すい

(報告及び立入検査)

第20条 [略]

- 2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、第19条の13第1項から第3項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者に対し、その格付（格付の表示を含む。以下この項及び次条第2項において同じ。）、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(都道府県が処理する事務等)

第23条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 [略]

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) [略]

- (4) 第20条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは第20条の2第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

## 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令抜すい

(都道府県が処理する事務)

第11条 第1号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務でその主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が1の都道府県の区域内のみにある製造業者等（法第14条第1項に規定する製造業者等をいう。以下この項及び第4項において同じ。）に関するものは当該都道府県の知事が、第2号及び第4号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で法第19条の13第1項から第3項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資（以下この項において「表示基準設定農林物資」という。）の製造業者等に関するものは当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が、第3号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で表示基準設定農林物資の製造業者等に関するものは当該製造業者等の工場、店舗、事務所、事業所、倉庫その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、第2号から第4号までに掲げる農林水産大臣の権限に属する事務（第2号及び第3号に掲げるものにあつては、法第19条の14の規定の施行に関し必要と認められる場合に限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

(1)・(2) [略]

(3) 法第20条第2項に規定する立入検査に関する農林水産大臣の権限に属する事務

(4) [略]

- 2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3～6 [略]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B7とする。

**島根県告示第361号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年5月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

雲南市掛合町波多32-4、2229-33

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第362号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年5月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町別府281、281-1、282、284、285、285-1、285-2、286から289まで、289-1、290、291、810-1、810-13、811、812、814、822、920

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第363号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
邑智郡美郷町千原897-1
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第364号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
浜田市河内町1904・1904-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1904-2、3144・3145-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3145-2、3146（次の図に示す部分に限る。）、3146続1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第365号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
浜田市相生町2325、2326、2326内 1、3086、3087- 3、3088、3094
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第366号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
浜田市金城町波佐イ138、イ139、イ1092- 1、イ1092- 4、イ1092- 5
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**公****告**

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成21年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

平成21年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 試験日時  
平成21年 8 月 4 日（火）午前 9 時30分から午後 0 時10分まで

## 2 試験場所

松江会場 松江市東津田町1741番地1 松江合同庁舎 講堂（2階）

大田会場 大田市長久町長久ハ7番地1 県央保健所 集団指導室（2階）

浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎 中会議室（5階）

## 3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

## 4 試験科目

## (1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

## (2) 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法（記述式による。）

## 5 受験願書の請求先

住所地を管轄する保健所に請求すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書し、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

## 6 受験願書の受付期間

平成21年5月18日（月）から同年5月29日（金）まで

なお、郵送の場合は、5月29日付けの消印のあるものまでを有効とする。

## 7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する保健所に提出すること。

なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

## 8 提出書類

- (1) 受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則（昭和51年島根県規則第51号）第12号様式によること。）正副2通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦5センチメートル、横4センチメートルのもの）を、受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第2号様式によること。）にはり付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの1通

## 9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本にはり納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。

ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、現金又は株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替若しくは定額小為替により納めることができること。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

## 10 合格者の発表

平成21年9月4日（金）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載す

るとともに、合格者には合格証を交付する。

#### 11 その他

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話 0852-22-5259）にすること。

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、平成21年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）第2条の規定により公告する。

平成21年 5 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 試験期日

平成21年 7 月 8 日（水）

午後 1 時30分から午後 3 時30分まで

#### 2 試験場所

松江市殿町158

島根県民会館 大会議室

#### 3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

#### 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

#### 5 出願の方法

##### (1) 提出書類

製菓衛生師法施行細則第3条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

##### (2) 受験願書の提出

ア 県内居住者は、平成21年 5 月 7 日から同年 6 月 5 日までに住所地を管轄する保健所に提出すること。

イ 県外居住者は、平成21年 5 月 7 日から同年 6 月 5 日までに松江市殿町128番地島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。なお、郵送の場合は、平成21年 6 月 5 日までの消印があるものに限り受け付ける。

##### (3) 受験手数料

9,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書にはり付けること。

#### 6 受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認めたものには、受験票を送付する。

受験票が平成21年 6 月29日までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること（受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何某方までを明確に記入すること。）。

#### 7 その他

- (1) 受験手続その他試験についての問合せは、保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課（松江市殿町128番地 電話 0852-22-6487）にすること。

- (2) 合格者には、合格通知をし、合格証書を交付する。

- (3) 平成20年度の試験問題及び解答については、島根県県政情報センター（松江市殿町 8 番地 県庁南庁舎 1 階 電話 0852-22-6139）及び各地区の県政情報コーナーで閲覧することができる。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条において準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成21年5月1日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

### 1 医薬品名、規格及び予定数量

- (1) シナジス筋注用100mg、100mg 1 瓶、446瓶
- (2) ノルディトロピンノルディフレックス注10mg、10mg 1 キット、619キット
- (3) リュープリン注射用3.75、3.75mg 1 瓶、1,122瓶
- (4) ペグイントロン皮下注用100 $\mu$ g、100 $\mu$ g 1 瓶、1,572瓶

### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局総務経営部業務グループ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1

### 3 落札者を決定した日

平成21年3月25日

### 4 落札者の氏名、住所及び落札金額

- (1) 上記1(1)の医薬品  
㈱エバルス医薬営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、136,500円/瓶
- (2) 上記1(2)の医薬品  
㈱エバルス医薬営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、95,500円/キット
- (3) 上記1(3)の医薬品  
㈱エバルス医薬営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、43,300円/瓶
- (4) 上記1(4)の医薬品  
㈱サンキ出雲支店、島根県出雲市荻杼町601番地3、26,766円/瓶

### 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

### 6 特例公告を行った日

平成21年2月13日